

資料 4－1

経済財政運営と改革の基本方針 2019 ～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

令和元年 6 月 21 日

- ① 社会保障
 - ② 社会資本整備
 - ③ 地方行財政改革
 - ④ 文教・科学技術
 - ⑤ 税制改革、資産・債務の圧縮等
- (3) 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大
- ① 「見える化」の徹底・拡大
 - ② 先進・優良事例の全国展開等
 - ③ インセンティブ改革

第4章 当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方— 74

1. 当面の経済財政運営について

- (1) 消費税率引上げへの対応
 - ① 駆け込み・反動減の平準化
 - ② 軽減税率制度の実施
- (2) 当面の経済財政運営

2. 令和2年度予算編成等について

図る。

法定外繰入等の解消について、国保財政を健全化する観点から、その解消期限や公費の活用等解消に向けた実効的・具体的な手段が盛り込まれた計画の策定を求めるとともに、保険者努力支援制度における加減算双方向でのインセンティブ措置を導入し、法定外繰入等の一人当たりの額が大きい都道府県を含め、法定外繰入等の早期解消を促す。国保の都道府県内保険料水準の統一や収納率の向上など受益と負担の見える化に取り組む都道府県の先進・優良事例について全国展開を図る。高齢者の医療の確保に関する法律¹⁸¹第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。国保の普通調整交付金の配分について、骨太方針2020における取りまとめに向けて、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から引き続き地方団体等と議論を継続する。

介護の保険者機能強化推進交付金についても、アウトカム指標の割合の計画的引上げ等とともに、介護予防などの取組を重点的に評価するなど配分基準のメリハリの強化や更なる見える化を通じて、保険者へのインセンティブを強化する。また、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、地方自治体関係者の意見も踏まえつつ、関係審議会等において検討し、所要の措置を講ずる。住所地特例制度の適用実態を把握するとともに、高齢者の移住促進の観点も踏まえ、必要な措置を検討する。

(iv) 診療報酬・医薬品等に係る改革

イノベーションの推進を図ること等により、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換するとともに、「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組む。こうした観点から、前回の薬価改定で引き続き検討することとされた課題¹⁸²等について結論を得、着実に改革を推進する。また、AIを活用した医療機器の開発や、医薬品等の開発の促進に資する薬事規制の体制の整備・合理化を進める。

バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラー¹⁸³については、有効性・安全性等への理解を得ながら研究開発・普及を推進する。

調剤報酬について、2018年度診療報酬改定の影響の検証やかかりつけ機能の在り方の検討等を行いつつ、地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価や、対物業務から対人業務への構造的な転換の推進やこれに伴う所要の適正化等、2020年度診療報酬改定に向け検討する。その際、医療機関及び薬局における調剤の実態や報酬体系を踏まえ、調剤料などの技術料について、2018年度診療報酬改定の影響や薬剤師の業務の実態も含

¹⁸¹ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）。

¹⁸² 医薬品等の費用対効果評価における迅速で効率的な実施に向けた見直しや、その体制等を踏まえた実施範囲・規模の拡大、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価の是非、長期収載品の段階的な価格引き下げ開始までの期間の在り方、2021年度における薬価改定の具体的な対象範囲の2020年中の設定。

¹⁸³ 国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性及び有効性を有する医薬品。

東京一極集中は正に資する 介護保険制度の住所特例制度改正要望の概要



現行制度

- 移転と同時に施設に入所すること
- ※一般的には住民票を移転先市区町村に移し、その後にその市区町村内の施設に入所するケースが多いが、その場合は住所地特例の対象にはならないので、受け入れ市町村は受け入れには消極的
- 在宅系サービスは対象外

- 移転時に保険料支払い済み額を移転先の市区町村に付け替える
- 在宅系サービスも対象とする
- ※ちなみに介護保険では現行では約4割のサービスのみが対象
- 移転先の市区町村に交付金等を国が支給し地方移住を支援する

改正点

- 「施設所在地の市町村に財政負担が偏ることを是正するため住所地特例が設けられている」
※社会保障審議会介護保険部会資料抜粋
- 「住所地特例を適用した場合にも住所地の地域密着型サービスや地域支援事業を使えるように密着など課題を解決していく必要があります」
※社会保障審議会介護保険部会資料抜粋
⇒在宅系(自宅でのサービス)・在宅系(上記)サービスが対象外
- 「介護給付金について、保険者の総報酬額に応じたものとすること」
※社会保障審議会介護保険部会資料抜粋
⇒納付した保険料の分配は人数で実施。これを総報酬割にするべき
- 現状の人数配分では地方は不利
・地方創生

効果